

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月20日

【計算期間】 第1期(自 2019年6月26日 至 2020年8月20日)

【ファンド名】 ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【電話番号】 03-6703-7940

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、信託財産の成長を目標に運用を行いません。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（投資信託証券） 資産複合

##### <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり( ) なし

## &lt; 各分類および区分の定義 &gt;

## ・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## ・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用され、かつ親投資信託はファンド・オブ・ファンズ形式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まれます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は、1,000億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

ファンドの特色（ファンドおよびマザーファンドの特色）

- a．世界のヘルスサイエンス関連企業の株式を主要投資対象として信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ヘルスサイエンス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のヘルスサイエンス関連企業（医薬品、バイオテクノロジー、医療機器・用品、ヘルスケアサービス等）の株式に投資する投資信託証券を実質的な主要投資対象ファンドとします。副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行ないます。通常、実質的な主要投資対象ファンドへの投資割合を高位に保ちます。

各投資信託証券への投資割合は、原則として市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。

- b．世界最大級の運用会社であるブラックロックのヘルスサイエンスチームが運用を行ないます。

実質的な主要投資対象ファンドは、ブラックロック・グループのヘルスサイエンスチームによって運用されています。当チームは、専門知識を活かして調査・運用を行ないます。

実質的な主要投資対象ファンドおよびその運用チームは変更となる場合があります。

#### <実質的な主要投資対象ファンドの運用プロセス>

運用チームは、主に4つの業種グループを継続的に調査

医薬品　バイオテクノロジー　医療機器・用品　ヘルスケアサービス

各業種グループについて、5つの基準で評価

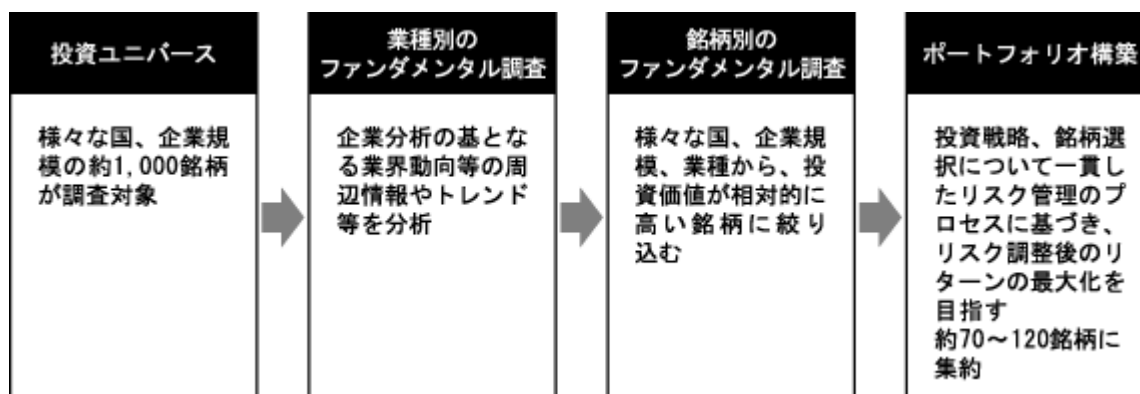
業界構造および業界動向　政治・規制環境　業界を成長させる要因　収益率の動向

株価バリュエーション

業界分析の際には以下の情報・方法で分析

業界のファンダメンタル・データの分析、企業（経営陣等）訪問、業界エキスパートとのインタビュー

（イメージ図）



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。実質的な主要投資対象ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

c. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

d. ファンドは、ヘルスサイエンス・マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。

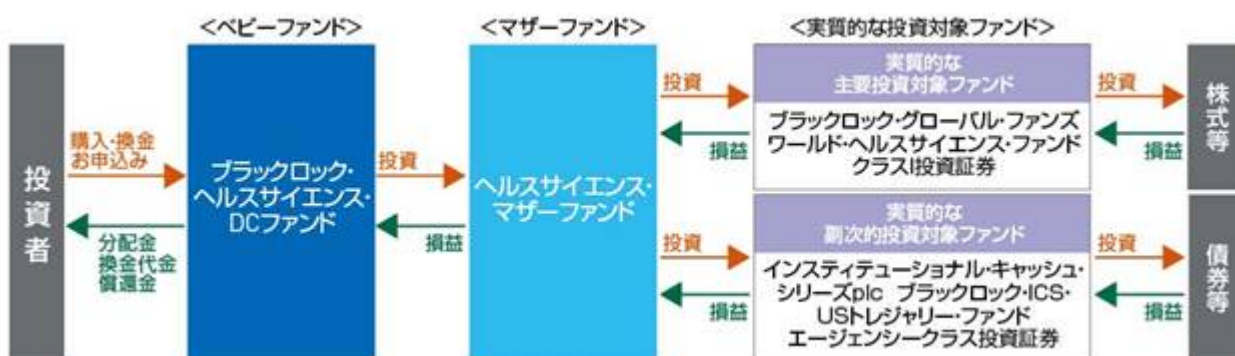
また、マザーファンドは、投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

マザーファンドは、「BGF ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド<sup>\*1</sup>」と「ICS ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド<sup>\*2</sup>」に投資します。

\*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ（ルクセンブルグ籍投資法人）ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド クラスI投資証券」です。

\*2 正式名称は、「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc（アイルランド籍証券投資法人）ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド エージェンシークラス投資証券」です。

<ファンドの仕組み>



実質的な投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行なうことがあります。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

（追加的記載事項）

以下は、当ファンドが実質的に主要投資対象とするヘルスサイエンス関連株式に関する経済状況や市場環境等を投資者の皆様によりご理解いただく目的で記載したものです。以下に示すデータ等は過去のものであり、またコメントは作成日現在のブラックロック・ジャパンの見解であり、これらは今後の運用成果を保証・約束するものではありません。

## 当ファンドが投資対象とする主な業種グループ



※上記は実質的な主要投資対象ファンドが投資対象とする主な業種についての説明であり、上記以外の業種の企業の株式に投資する場合があります。

## ヘルスサイエンス関連株式の特徴

- ヘルスサイエンス関連株式は、過去の株式市場の下落局面では、世界株式よりも下落率が小幅となる傾向が見受けられます。

ヘルスサイエンス関連株式と世界株式の値動きの推移(米ドルベース)



2001年4月末～2020年8月末(月次) 出所:Bloombergのデータに基づきブラックロック・ジャパン作成。

※上記のグラフは、2001年4月末を100として指数化しています。

※世界株式はMSCIワールド・インデックス、ヘルスサイエンス関連株式はMSCIワールド・ヘルスケア・インデックスを使用しています（それぞれ配当込み指数）。

※上記は過去のデータに基づき世界株式、ヘルスサイエンス関連株式の値動きの傾向を示すために記載したものであり、当ファンドの運用成果を示すものではなく、将来の運用実績を保証するものではありません。また、経済情勢の変化等により上記のような関係は今後変化する可能性があります。

※MSCIワールド・インデックスおよびMSCIワールド・ヘルスケア・インデックスは、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## 実質的な主要投資対象ファンドの概要

ファンド名	ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。ファンドは、少なくともその純資産の70%を世界各国のヘルスケア、医薬品、医療機器、医療用品およびバイオテクノロジー開発を主要業務とする企業の株式に投資します。通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。
設定日	2001年4月6日
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

## 実質的な主要投資対象ファンドの運用チーム

- 実質的な主要投資対象ファンドの運用チーム(ヘルスサイエンスチーム)は、医療・バイオテクノロジー関連の専門的なバックグラウンドのあるメンバーを中心に構成されています。株式の分析のみならず、専門的な知識を活かして新薬・バイオテクノロジー技術の適正価値を評価するなど、徹底した調査活動を行なっております。
- なお、ヘルスサイエンスチームの拠点である米国ボストンは、医療・バイオテクノロジーの最先端である米国の中でも特に研究所が多く存在し、ヘルスサイエンス分野において重要な役割を果たしている地域の一つとして考えられています。

※実質的な主要投資対象ファンドおよびその運用チームは変更となる場合があります。

## ブラックロック・グループについて

- ブラックロック・グループは、運用資産残高約7.32兆ドル\* (約789兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。
- 当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスクマネジメント、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

\*2020年6月末現在(円換算レートは1ドル=107.885円を使用)



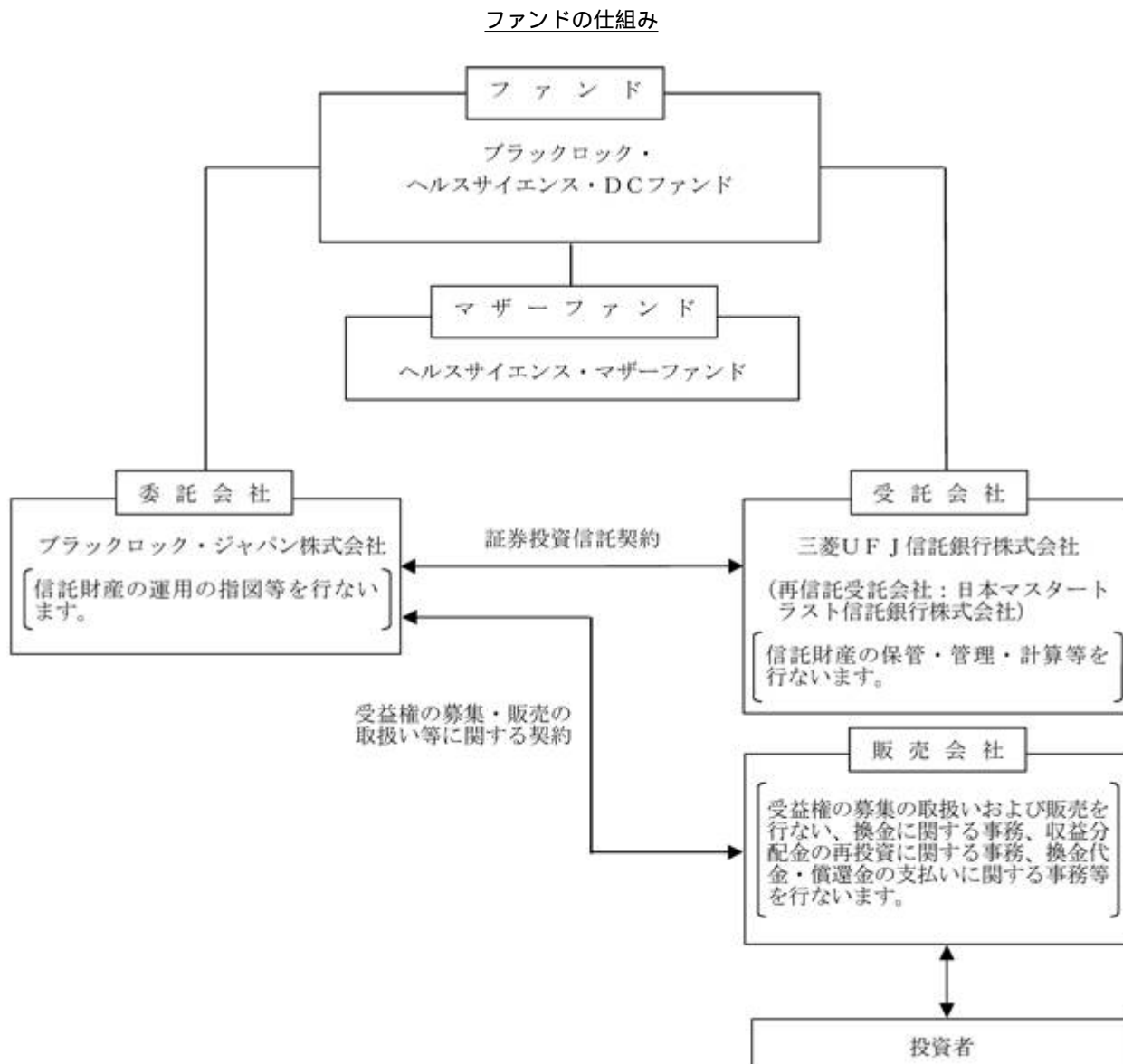
【ニューヨークのグループ本社】

## (2) 【ファンドの沿革】

2019年6月26日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



## &lt; 契約等の概要 &gt;

## a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。



## &lt; 委託会社の概況 &gt;

2020年8月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 3,120百万円

## b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デザート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

## c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドの投資態度

- a．ヘルスサイエンス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のヘルスサイエンス関連企業（医薬品、バイオテクノロジー、医療機器・用品、ヘルスケアサービス等）の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行いません。マザーファンドにおいては副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行いません。マザーファンドにおいて投資対象とする投資信託証券は、別に定めるブラックロック・グループの運用会社が運用するものとします。
- b．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- c．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ないまたは行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

## &lt;参考&gt; マザーファンドの運用の基本方針

## ヘルスサイエンス・マザーファンド

## - 運用の基本方針 -

## 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

## 2.運用方法

## (1)投資対象

主として世界のヘルスサイエンス関連企業（医薬品、バイオテクノロジー、医療機器・用品、ヘルスケアサービス等）の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行ないます。投資信託証券には、国内投資信託または外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券が含まれます。

## (2)投資態度

主として世界のヘルスサイエンス関連企業（医薬品、バイオテクノロジー、医療機器・用品、ヘルスケアサービス等）の株式を主要投資対象とする投資信託証券（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）に投資を行ないます。副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行ないます。

投資対象とする投資信託証券は、別に定めるブラックロック・グループの運用会社が運用するものとします。

各投資信託証券への投資割合は、原則として市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、主要投資対象ファンドへの投資割合を高位に保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により変更することがあります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## (3)投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

## (2)【投資対象】

## ファンドの投資対象

## a．投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権（(a)および(c)に掲げるものに該当するものを除きます。）
- (c) 約束手形

## b．投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてヘルスサイエンス・マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 国債証券
- (b) 地方債証券
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- (d) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に関する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
- (e) コマーシャル・ペーパー
- (f) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)から(c)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

## c．投資対象とする金融商品

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

## マザーファンドの投資対象ファンドの概要

## (a) B G F ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（米ドル建て）
投資目的および投資態度	トータル・リターンを最大化することを目指します。 ファンドは、少なくともその純資産の70%を世界各国のヘルスケア、医薬品、医療機器、医療用品およびバイオテクノロジー開発を主要業務とする企業の株式に投資します。 通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。
設定日	2001年4月6日
存続期間	無期限
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。</li> </ul>
管理報酬	年0.75%
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回（原則として8月末日）に決算を行いません。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー/エヌ・ブイ

## (b) ICS ブラックロック・ICS・USTレジャー・ファンド

形態	アイルランド籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)
投資目的および投資態度	ファンドは、流動性と元本の安定性を確保しつつ、安定的なインカム水準を追求します。ファンドは、米国短中期国債、米国政府によって発行されるその他債務権および現先取引に投資をします。現先取引の活用により流動性を確保します。
設定日	2008年9月29日
存続期間	無期限
主な投資対象	主としてファンドは、米国短中期国債、米国政府によって発行されるその他債務権および現先取引を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一発行体の譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資は原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・純資産総額の10%を超えて資金の借り入れは行ないません。</li> </ul>
管理報酬 その他費用	管理報酬、保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として9月30日)に決算を行ないます。
収益分配方針	原則として、分配を行ないません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資顧問会社	ブラックロック・キャピタル・マネジメント・インク
保管会社	J P モルガン・バンク(アイルランド)ピー・エル・シー

## (3) 【運用体制】

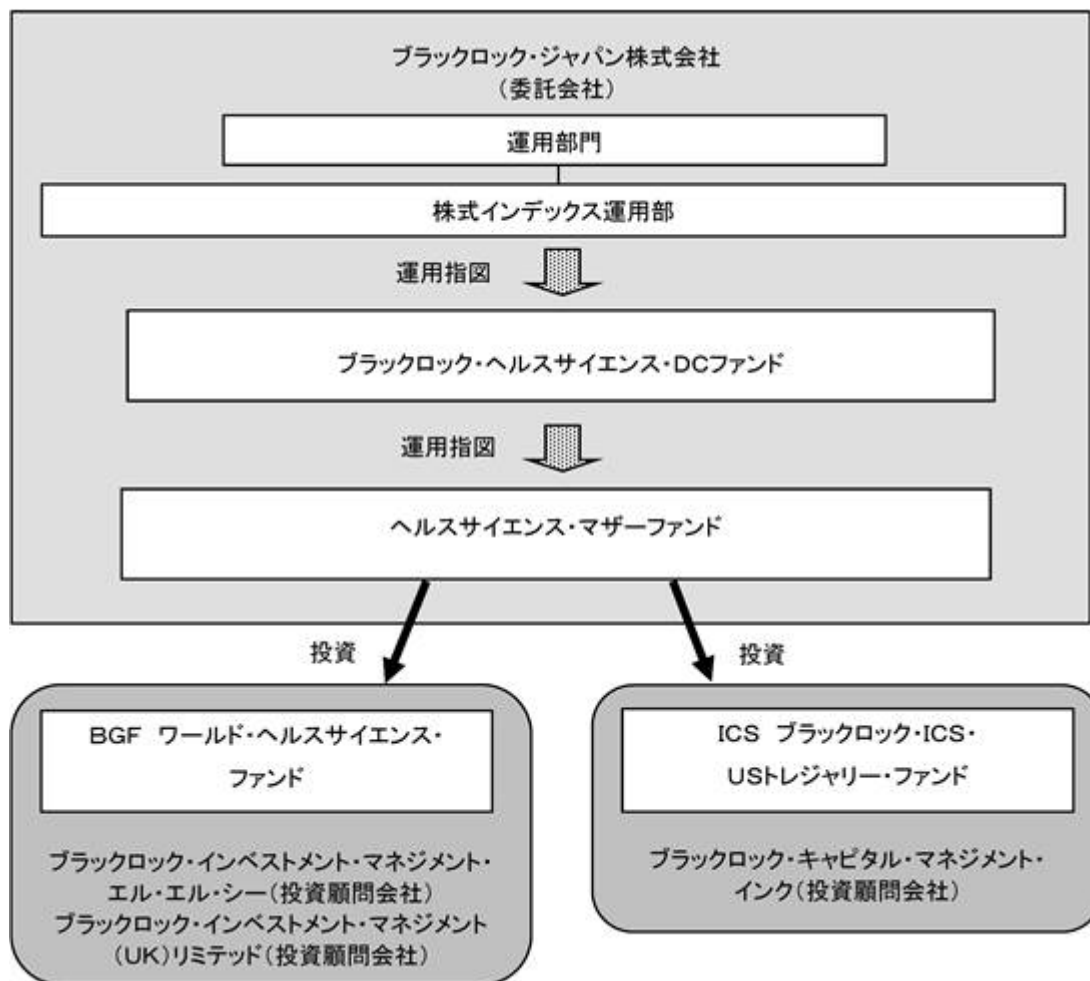
ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（当ファンド担当：8名程度）が担当いたします。

## 運用体制図



運用体制等は、変更となる場合があります。

## ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約7.32兆ドル\*（約789兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

\* 2020年6月末現在。（円換算レートは1ドル=107.885円を使用）

## (4)【分配方針】

## 収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として8月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

## a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。

## b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

## 収益の分配

## a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

## b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

## 収益分配金の再投資

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行ないます。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

## ファンドの約款で定める投資制限

## a. 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行ないません。

## b. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

## c. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。



## d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## e．公社債の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## f．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

## g．資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## h．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行いません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

##### 基準価額の変動要因

##### a．株価変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b．特定業種への投資のリスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、医薬品、バイオテクノロジー、医療機器・用品、ヘルスケアサービス等の企業の株式を主要投資対象とします。特定業種への集中投資を行なうため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなることがあります。

##### c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは外貨建資産に投資を行いません。

原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### d．中小型株式投資のリスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

##### e．カンントリー・リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、世界各国の株式およびエマージング諸国の発行体が発行する株式にも一部投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、株価が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### f．債券投資のリスク

当ファンドの実質的な投資対象ファンドは、債券へも投資を行いません。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### g. デリバティブ取引のリスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドの投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

### ファンド運営上のリスク

#### a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

#### b. ファンドの繰上償還

当ファンドは換金によりファンドの受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

#### c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

#### d. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## (2) リスクの管理体制

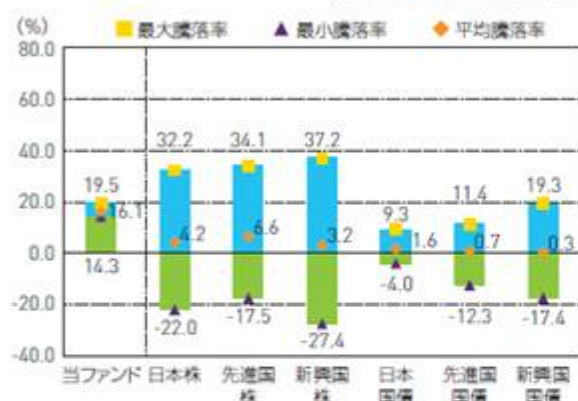
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年9月～2020年8月)



※上記グラフは、過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2015年9月～2020年8月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。また、分配金再投資基準価額は2019年6月末以降の期間について表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## &lt;各指数について&gt;

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）はありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料  
ありません。

信託財産留保額  
ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年1.289%（税抜1.24%）程度となります。

## a．ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.539%（税抜0.49%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.011% （税抜0.01%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.495% （税抜0.45%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.033% （税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

## b．実質的な主要投資対象ファンドにかかる運用管理費用

年0.75%が投資対象ファンドから支払われます。

## 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．受益権の管理事務に関連する費用
- 2．有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用

- 3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5．運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
- 6．公告に係る費用
- 7．他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

外貨建資産の保管等に要する費用<sup>\*</sup>は、その都度、信託財産中より支弁します。

<sup>\*</sup> 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

実質的な主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込を行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合  
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

## b．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

## 個人、法人の課税の取扱いについて

## a．個人の投資者に対する課税

## (a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

## (b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

## b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年8月末現在のもので、税法および確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

以下の運用状況は2020年8月末現在のものです。

「ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド」

## (1) 【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	212,905,818	100.02
内 日本	212,905,818	100.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	40,860	0.02
純資産総額	212,864,958	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ヘルスサイエンス・マザー ファンド	日本	親投資信託 受益証券	81,692,049	2.6232	214,296,047	2.6062	212,905,818	100.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2020年8月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月20日)	206,611,024	(同左)	1.1941	(同左)
2019年8月末現在	992,221		0.9922	
2019年9月末現在	993,949		0.9939	
2019年10月末現在	4,580,863		1.0489	
2019年11月末現在	15,420,244		1.1064	
2019年12月末現在	32,906,911		1.1420	
2020年1月末現在	42,407,476		1.1325	
2020年2月末現在	54,322,011		1.0879	
2020年3月末現在	65,794,285		0.9986	
2020年4月末現在	96,114,050		1.1039	
2020年5月末現在	120,292,704		1.1413	
2020年6月末現在	155,787,313		1.1325	
2020年7月末現在	177,438,002		1.1605	
2020年8月末現在	212,864,958		1.1857	

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	19.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	180,928,462	7,896,168	173,032,294

(注) 設定口数には当初設定口数を含みます。

(参考情報)

「ヘルスサイエンス・マザーファンド」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	7,182,874,997	98.75
内 ルクセンブルグ	7,111,793,269	97.77
内 アイルランド	71,081,728	0.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	90,824,229	1.25
純資産総額	7,273,699,226	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド クラスI投資証券	ルクセンブルグ	投資証券	5,340,184	1,331.60	7,111,011,020	1,331.75	7,111,793,269	97.77
2	インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド エージェンシークラス投資証券	アイルランド	投資証券	6,362	11,171.84	71,078,301	11,172.38	71,081,728	0.98

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.75

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

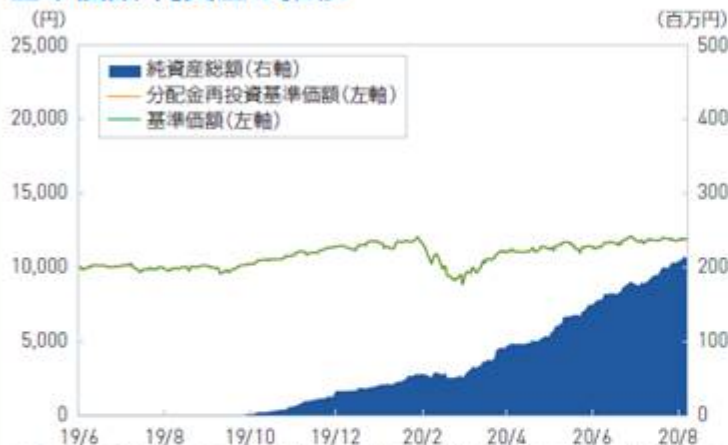
該当事項はありません。

(参考情報)

## 運用実績

2020年8月末現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。  
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

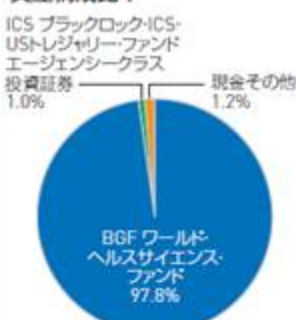
設定来累計		0円
第1期	2020年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

## 主要な資産の状況

※組入上位10銘柄、業種別構成比率は、当ファンドの実質的な主要投資対象ある「BGF ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド」の運用状況です。

## 資産構成比率



※比率は純資産総額、マザーファンドベース。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 組入上位10銘柄\*(%)

銘柄名	比率
1 アボット・ラボラトリーズ	4.9
2 ユナイテッドヘルス・グループ	4.8
3 サノフィ	4.0
4 ロシュ・ホールディングス	3.8
5 ジョンソン・エンド・ジョンソン	3.7
6 ポストン・サイエンティフィック	2.9
7 サーモフィッシャー・サイエンティフィック	2.8
8 ファイザー	2.5
9 ストライカー	2.1
10 アムジェン	2.0

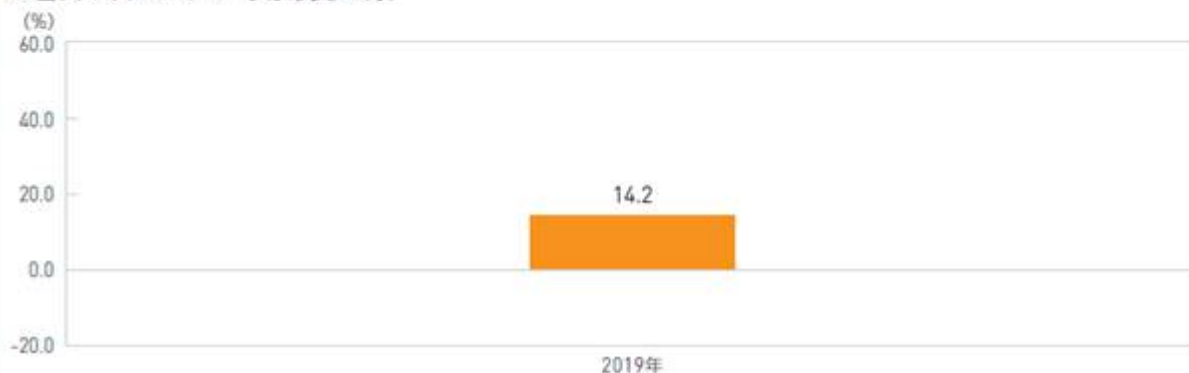
※比率は「BGF ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド」の純資産総額に対する割合。構成比率の(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 業種別構成比率\*(%)



## 年間収益率の推移

※ 2019年は設定日(6月26日)から年末までの収益率を表示しています。  
※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。  
※ 当ファンドにベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。また、確定拠出年金制度において申込を行なう場合は、当該規定に従うものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

#### (4) 購入不可日

ルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日、その他実質的な主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 購入単位

1円以上1円単位

## (6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

## (7) 購入時手数料

ありません。

## (8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

## (9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

### (2) 換金単位

1口以上1口単位

### (3) 換金不可日

ルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日、その他実質的な主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金の申込は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記にお問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

### (5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。

### (7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「DCヘルス」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4)【計算期間】

毎年8月21日から翌年の8月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2020年8月20日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は換金により、ファンドの受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c . a . および b . の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d . c . の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . c . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- f . c . ~ e . までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c . ~ e . までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。
- g . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- i . h . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 b . 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

#### 信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、a . の事項（a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。



- c . b . の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . b . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f . b . ~ e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g . a . ~ f . までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- h . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa . ~ f . の規定にしたがいます。

#### 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

#### 運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知っている受益者にお届けいたします。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

#### 4【受益者の権利等】

ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社において行ないます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

##### (3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として7営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

##### (4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

##### (5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは2019年6月26日に新規設定されたため、当計算期間を2019年6月26日から2020年8月20日までとしております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2019年6月26日から2020年8月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(4) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ヘルスサイエンス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

## 1【財務諸表】

## 【ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2020年8月20日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
親投資信託受益証券	207,024,127
未収入金	31,092
流動資産合計	207,055,219
資産合計	207,055,219
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	31,092
未払受託者報酬	20,954
未払委託者報酬	322,177
その他未払費用	69,972
流動負債合計	444,195
負債合計	444,195
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	173,032,294
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	33,578,730
(分配準備積立金)	13,846,455
元本等合計	206,611,024
純資産合計	206,611,024
負債純資産合計	207,055,219

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 2019年6月26日 至 2020年8月20日)
営業収益	
有価証券売買等損益	13,966,227
営業収益合計	13,966,227
営業費用	
受託者報酬	21,806
委託者報酬	335,133
その他費用	72,755
営業費用合計	429,694
営業利益又は営業損失( )	13,536,533
経常利益又は経常損失( )	13,536,533
当期純利益又は当期純損失( )	13,536,533
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	309,922
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,529,261
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,529,261
剰余金減少額又は欠損金増加額	796,986
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	796,986
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	33,578,730

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2020年8月20日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	173,032,294口
2 1口当たり純資産額	1.1941円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2019年6月26日 至 2020年8月20日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(13,846,455円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(19,732,275円)、収益調整金(その他収益調整金)(0円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は33,578,730円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

## （金融商品に関する注記）

### 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。



## 金融商品の時価等に関する事項

第1期  
(2020年8月20日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額  
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
  - (1) 有価証券  
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
  - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額  
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第1期 (2020年8月20日現在)
設定元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	179,928,462円
期中一部解約元本額	7,896,168円

2 有価証券関係

第1期(2020年8月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	14,256,834
合計	14,256,834

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ヘルスサイエンス・マザーファンド	78,896,390	207,024,127	
親投資信託受益証券 合計		78,896,390	207,024,127	
合計		78,896,390	207,024,127	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「ヘルスサイエンス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2020年8月20日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ヘルスサイエンス・マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項 目	(2020年8月20日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	134,063,927
投資証券	7,129,456,550
未収入金	4,539,685
流動資産合計	7,268,060,162
資産合計	7,268,060,162
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,851,989
流動負債合計	10,851,989
負債合計	10,851,989
純資産の部	
元本等	
元本	2,765,670,017
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	4,491,538,156
元本等合計	7,257,208,173
純資産合計	7,257,208,173
負債純資産合計	7,268,060,162

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月21日から翌年8月20日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年8月20日現在)
1 当該計算日における受益権総数	2,765,670,017口
2 1口当たり純資産額	2.6240円

## （金融商品に関する注記）

### 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

(2020年8月20日現在)

- |                |  |
|----------------|--|
| (2020年8月20日現在) |  |
| 1              | 貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は<br>ありません。  |
| 2              | 時価の算定方法<br>(1) 有価証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって<br>おります。      |
| 3              | 金融商品の時価等に関する事項の補足説明<br>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含ま<br>れております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によ<br>った場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4              | 金銭債権の計算日後の償還予定額<br>金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。   |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該特定期間(計算期間)における当該親投資信託の  
元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2020年8月20日現在)	
同当該特定期間(計算期間)の期首元本額	3,418,675,179円
同当該特定期間(計算期間)中の追加設定元本額	1,016,725,838円
同当該特定期間(計算期間)中の一部解約元本額	1,669,731,000円
同当該特定期間(計算期間)末日の元本額	2,765,670,017円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ヘルスサイエンス・ファンド(為替ヘッジなし)	2,208,845,496円
ブラックロック・ヘルスサイエンス・ファンド(為替ヘッジあり)	333,144,092円
ブラックロック・ヘルスサイエンス・ファンド(為替ヘッジなし/年4回決算型)	86,882,978円
ブラックロック・ヘルスサイエンス・ファンド(為替ヘッジあり/年4回決算型)	57,901,061円
ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド	78,896,390円
合計	2,765,670,017円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2020年8月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	1,069,159,444
合計	1,069,159,444

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。



## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド クラスI投資証券	5,268,738.100	66,596,849.580	
		インスティテューショナル・キャッシュ・ シリーズplc ブラックロック・ICS・U Sトレジャリー・ファンド エージェン シークラス投資証券	5,706.770	605,116.210	
	アメリカドル 小計	5,274,444.870	67,201,965.790 (7,129,456,550)		
投資証券	合計			7,129,456,550 (7,129,456,550)	
合計				7,129,456,550 (7,129,456,550)	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド クラスI投資証券」及び「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・ICS・USトレジャリー・ファンド エージェンシークラス投資証券」(以下、両者を併せて「同ファンド」という。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

## 同ファンドの状況

- (1) 「ブラックロック・グローバル・ファンズ ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド クラスI投資証券」は、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2020年2月29日に終了する中間計算期間(2019年9月1日から2020年2月29日まで)に係る中間財務書類であります。

当該中間財務書類は、当該ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2020年2月29日現在の中間財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、ルクセンブルグにおける独立監査人の監査を受けておりません。

- (2) 「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・ICS・USトレジャリー・ファンド エージェンシークラス投資証券」は、アイルランドにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、当該ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2020年3月31日に終了する中間計算期間(2019年10月1日から2020年3月31日まで)に係る中間財務書類であります。

当該中間財務書類は、当該ファンドを含む「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc」の2020年3月31日現在の中間財務書類のうち、当該ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、アイルランドにおける独立監査人の監査を受けておりません。

純資産計算書 2020年2月29日現在(未監査)

	注記	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド 米ドル
<b>資産</b>		
投資有価証券 - 取得原価		4,930,471,811
未実現評価益		718,185,537
投資有価証券 - 時価	2 (a)	5,648,657,348
銀行預金	2 (a)	145,698,073
未収利息および未収配当金	2 (a)	8,307,446
販売投資証券未収金	2 (a)	72,430,846
その他の資産	2 (a, c)	875,225
資産合計		5,875,968,938
<b>負債</b>		
購入投資有価証券未払金	2 (a)	15,767,824
買戻し投資証券未払金	2 (a)	27,178,196
以下に係る未実現評価損：		
未決済先渡為替予約	2 (c)	1,032,221
その他の負債	5, 6, 7, 8	8,907,575
負債合計		52,885,816
純資産合計		5,823,083,122

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## 3 会計年度末における純資産価額の概要 2020年2月29日現在(未監査)

## ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

	通貨	2020年	2019年	2018年	2017年
		2月29日現在	8月31日現在	8月31日現在	8月31日現在
純資産合計	米ドル	5,823,083,122	4,484,599,299	3,505,212,723	3,097,294,402
以下の1口当たり純資産価額:					
クラスA 毎年分配型投資証券	米ドル	8.91	-	-	-
クラスA 無分配投資証券	米ドル	47.16	46.57	44.53	38.18
クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	豪ドル	16.22	16.17	15.63	13.45
クラスA オフショア中国人民元ヘッジ無分配投資証券	オフショア 中国人民元	133.08	131.15	125.06	105.68
クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	香港ドル	162.45	160.51	154.86	134.22
クラスA 日本円ヘッジ無分配投資証券	日本円	1,025	1,023	-	-
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポ ール・ドル	16.28	16.14	15.58	13.49
クラスA ユーロ・ヘッジ無分配英国報告型投資証券	ユーロ	10.99	11.01	10.87	-
クラスA I 無分配投資証券	米ドル	12.55	12.40	-	-
クラスC 無分配投資証券	米ドル	37.56	37.32	36.13	31.37
クラスD 毎年分配型投資証券	米ドル	11.82	11.63	11.06	-
クラスD 毎四半期分配英国報告型投資証券	英ポンド	9.42	-	-	-
クラスD 無分配投資証券	米ドル	51.77	50.93	48.33	41.14
クラスE 無分配投資証券	米ドル	42.96	42.53	40.87	35.23
クラスI 無分配投資証券	米ドル	10.60	10.41	-	-
クラスX 無分配投資証券	米ドル	56.56	55.36	52.02	43.83

ヘッジおよび英国報告型の投資証券クラスを除き、各投資証券クラスの価格はファンドの基準通貨で設定される。2種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

損益および純資産変動計算書 2019年9月1日から2020年2月29日までの期間（未監査）

	注記	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド 米ドル
期首純資産		4,484,599,299
収益		
預金利息	2 (b)	1,030,866
配当金、源泉徴収税控除後	2 (b)	22,688,896
有価証券貸付による収益	2 (b)	510,479
収益合計	2 (b)	24,230,241
費用		
管理事務代行報酬	7	6,160,346
保管および預託報酬	2 (h), 8	327,069
販売報酬	6	2,816,107
税金	9	1,282,897
投資運用報酬	5	35,060,269
費用合計		45,646,688
純損失		(21,416,447)
以下に係る実現純評価益 / (損) :		
投資有価証券	2 (a)	145,608,617
先渡為替予約	2 (c)	(2,124,323)
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	99,265
当期実現純評価益		143,583,559
以下に係る未実現評価益 / (損) の純変動額 :		
投資有価証券	2 (a)	(163,755,812)
先渡為替予約	2 (c)	(3,116,709)
その他の取引に係る外国通貨	2 (i)	(45,780)
当期末実現評価益 / (損) の純変動		(166,918,301)
運用成績による純資産の減少		(44,751,189)
資本の変動		
投資証券発行による正味受取額		2,441,927,004
投資証券買戻しによる正味支払額		(1,058,691,992)
資本の変動による純資産の増加		1,383,235,012
期末純資産		5,823,083,122

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2019年9月1日から2020年2月29日までの期間(未監査)

## ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	-	4,775	-	4,775
クラスA 無分配投資証券	63,064,422	24,196,402	13,279,537	73,981,287
クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券	1,909,505	1,549,795	1,170,723	2,288,577
クラスA オフショア中国人民元ヘッジ無分配投資証券	1,493,800	1,205,491	798,683	1,900,608
クラスA 香港ドル・ヘッジ無分配投資証券	361,008	504,735	199,191	666,552
クラスA 日本円ヘッジ無分配投資証券	28,609	3,612	-	32,221
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	2,331,549	1,334,753	777,608	2,888,694
クラスA ユーロ・ヘッジ無分配英国報告型投資証券	720,118	1,227,837	359,006	1,588,949
クラスA I 無分配投資証券	443	2,394,479	13,152	2,381,770
クラスC 無分配投資証券	2,837,784	1,383,164	438,547	3,782,401
クラスD 毎年分配型投資証券	213,334	177,390	20,986	369,738
クラスD 毎四半期分配英国報告型投資証券	-	390	-	390
クラスD 無分配投資証券	10,187,453	4,698,526	2,413,962	12,472,017
クラスE 無分配投資証券	15,061,609	11,823,365	3,411,631	23,473,343
クラスI 無分配投資証券	9,722,813	21,062,181	3,361,008	27,423,986
クラスX 無分配投資証券	1,570,445	101,128	160,790	1,510,783

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

投資有価証券明細表 2020年2月29日現在(未監査)

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式			
ベルギー			
79,434	Galapagos NV ADR*	16,218,834	0.28
バミューダ			
77,864	Urovant Sciences Ltd	932,032	0.02
ケイマン諸島			
11,328,000	Hansoh Pharmaceutical Group Co Ltd*	39,313,970	0.68
3,646,000	Hua Medicine	1,871,126	0.03
15,856,000	Jinxin Fertility Group Ltd	20,322,893	0.35
2,466,299	Wuxi Biologics Cayman Inc*	36,072,561	0.62
		97,580,550	1.68
中国			
1,523,000	Pharmaron Beijing Co Ltd 'H'*	10,356,242	0.18
2,140,800	WuXi AppTec Co Ltd 'H'*	31,558,948	0.54
		41,915,190	0.72
デンマーク			
242,028	Genmab A/S	53,954,581	0.93
744,996	Genmab A/S ADR*	16,665,560	0.29
1,860,307	Novo Nordisk A/S	106,899,774	1.83
		177,519,915	3.05
フランス			
80,902	Genfit ADR	1,228,093	0.02
2,662,878	Sanofi	242,934,723	4.17
		244,162,816	4.19
ドイツ			
457,733	Merck KGaA	54,445,399	0.93
アイルランド			
1,463,173	Medtronic Plc	143,347,059	2.46
日本			
2,693,500	Astellas Pharma Inc*	42,210,549	0.72
221,400	Chugai Pharmaceutical Co Ltd*	23,923,821	0.41
304,800	Daiichi Sankyo Co Ltd*	18,527,252	0.32
849,200	Eisai Co Ltd*	62,514,093	1.07
758,500	Ono Pharmaceutical Co Ltd*	15,461,745	0.27
1,260,000	Takeda Pharmaceutical Co Ltd*	43,733,618	0.75
		206,371,078	3.54

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品  
(続き)

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
オランダ			
615,745	Koninklijke Philips NV	25,696,559	0.44
366,708	QIAGEN NV*	12,886,119	0.22
		38,582,678	0.66
スペイン			
821,027	Grifols SA	26,186,126	0.45
スイス			
1,592,365	Alcon Inc*	96,407,696	1.65
1,448,085	Novartis AG	120,955,924	2.08
864,793	Roche Holding AG*	275,878,015	4.74
194,628	Sonova Holding AG*	46,103,231	0.79
		539,344,866	9.26
英国			
1,861,192	AstraZeneca Plc	160,618,618	2.76
21,712,066	ConvaTec Group Plc	56,016,861	0.96
6,362,426	GlaxoSmithKline Plc	125,625,181	2.16
		342,260,660	5.88
米国			
68,448	10X Genomics Inc*	5,192,465	0.09
3,075,192	Abbott Laboratories*	232,207,748	3.99
83,018	ABIOMED Inc*	12,469,304	0.21
330,203	Accelaron Pharma Inc	27,908,758	0.48
211,189	Agilent Technologies Inc*	15,796,937	0.27
164,645	Agios Pharmaceuticals Inc*	7,367,864	0.13
234,168	Allakos Inc*	14,464,557	0.25
373,079	Alnylam Pharmaceuticals Inc*	41,352,076	0.71
213,485	Amedisys Inc	37,658,754	0.65
701,309	Amgen Inc	138,305,148	2.38
404,637	Anthem Inc	102,069,683	1.75
171,783	Apellis Pharmaceuticals Inc*	5,588,101	0.10
283,896	Arena Pharmaceuticals Inc*	12,045,707	0.21
253,410	Atreca Inc	5,445,781	0.09
1,874,072	Avantor Inc*	28,916,931	0.50
1,395,531	Baxter International Inc	113,191,519	1.94
186,806	Becton Dickinson and Co	43,533,270	0.75
158,255	Biogen Inc	47,794,593	0.82
495,903	BioMarin Pharmaceutical Inc	44,026,268	0.76
62,452	Blueprint Medicines Corp*	3,366,163	0.06
2,560,409	Boston Scientific Corp	94,120,635	1.62
1,540,489	Bristol-Myers Squibb Co	87,607,609	1.50
840,237	Centene Corp	43,045,342	0.74
178,477	Cerner Corp	12,229,244	0.21
63,444	ChemoCentryx Inc*	2,726,823	0.05



公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品  
(続き)

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	米国(続き)		
576,978	Cigna Corp	101,923,164	1.75
1,017,407	CVS Health Corp	58,785,776	1.01
578,141	Edwards Lifesciences Corp	117,085,115	2.01
93,895	Eidos Therapeutics Inc	4,543,110	0.08
421,852	Eli Lilly & Co	51,845,611	0.89
262,550	Encompass Health Corp	19,053,254	0.33
523,347	Envista Holdings Corp*	13,041,807	0.22
803,199	Gilead Sciences Inc	55,701,851	0.96
58,594	Guardant Health Inc*	4,291,425	0.07
335,992	Halozyme Therapeutics Inc	6,746,719	0.12
429,313	HCA Healthcare Inc	53,634,073	0.92
294,951	Humana Inc	90,325,794	1.55
189,688	Illumina Inc	48,562,025	0.83
209,116	Incyte Corp	15,727,614	0.27
195,039	Intuitive Surgical Inc	102,391,574	1.76
254,769	IQVIA Holdings Inc	35,132,645	0.60
786,278	Johnson & Johnson	104,189,698	1.79
188,824	LHC Group Inc*	23,323,541	0.40
337,007	Masimo Corp	54,969,212	0.94
2,326,679	Merck & Co Inc	175,571,197	3.01
56,625	Mirati Therapeutics Inc*	4,819,920	0.08
303,987	Molecular Templates Inc	4,605,403	0.08
150,943	MyoKardia Inc*	9,098,844	0.16
172,771	Nektar Therapeutics 'A'*	3,203,174	0.05
230,442	Neurocrine Biosciences Inc*	20,889,567	0.36
84,375	Nevro Corp	10,892,813	0.19
2,437,497	Pfizer Inc	80,388,651	1.38
1,105,320	PPD Inc	31,158,971	0.54
50,607	Principia Biopharma Inc	3,138,140	0.05
166,832	Quest Diagnostics Inc	17,527,370	0.30
196,136	Ra Pharmaceuticals Inc*	9,122,285	0.16
76,905	RAPT Therapeutics Inc	1,575,014	0.03
44,109	Reata Pharmaceuticals Inc 'A'*	8,260,734	0.14
85,062	Regeneron Pharmaceuticals Inc	36,013,550	0.62
347,541	ResMed Inc	53,747,216	0.92
579,649	Seattle Genetics Inc	60,932,703	1.05
53,598	SI-BONE Inc	996,387	0.02
112,528	Silk Road Medical Inc*	4,505,621	0.08
758,791	Stryker Corp	141,901,505	2.44
433,884	Teladoc Health Inc*	59,593,967	1.02
175,979	Teleflex Inc	56,114,424	0.96
468,832	Thermo Fisher Scientific Inc	135,520,578	2.33
103,436	Tricida Inc*	3,194,104	0.05
1,291,023	UnitedHealth Group Inc	321,374,355	5.52

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品  
(続き)

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
米国(続き)			
550,414	Varian Medical Systems Inc	66,611,102	1.14
331,152	Vertex Pharmaceuticals Inc	72,472,615	1.24
244,520	Zimmer Biomet Holdings Inc	32,831,700	0.56
1,199,836	Zoetis Inc	154,022,947	2.64
		3,719,790,145	63.88
普通株式合計		5,648,657,348	97.00
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計		5,648,657,348	97.00
投資有価証券合計		5,648,657,348	97.00
その他の純資産		174,425,774	3.00
純資産合計(米ドル)		5,823,083,122	100.00

\* 当証券のすべてまたは一部は貸付有価証券を表す。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約 2020年2月29日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益 / (損) (米ドル)
ヘッジを使用した豪ドル建投資証券クラス						
AUD	42,226,957	USD	28,315,047	BNY Mellon	13/3/2020	(820,800)
USD	2,140,680	AUD	3,248,227	BNY Mellon	13/3/2020	25,748
未実現純評価損						(795,052)
ヘッジを使用したオフショア中国人民元建投資証券クラス						
CNY	287,601,496	USD	41,163,182	BNY Mellon	13/3/2020	(40,994)
USD	3,158,139	CNY	22,200,063	BNY Mellon	13/3/2020	(16,104)
未実現純評価損						(57,098)
ヘッジを使用したユーロ建投資証券クラス						
EUR	20,297,324	USD	22,170,261	BNY Mellon	13/3/2020	105,202
USD	2,173,470	EUR	1,990,104	BNY Mellon	13/3/2020	(10,586)
未実現純評価益						94,616
ヘッジを使用した香港ドル建投資証券クラス						
HKD	122,674,057	USD	15,792,361	BNY Mellon	13/3/2020	(52,870)
USD	1,168,554	HKD	9,107,488	BNY Mellon	13/3/2020	33
未実現純評価損						(52,837)
ヘッジを使用した日本円建投資証券クラス						
JPY	37,372,463	USD	340,732	BNY Mellon	13/3/2020	4,177
USD	25,174	JPY	2,776,205	BNY Mellon	13/3/2020	(448)
未実現純評価益						3,729
ヘッジを使用したシンガポール・ドル建投資証券クラス						
SGD	53,583,826	USD	38,619,081	BNY Mellon	13/3/2020	(220,056)
USD	3,027,380	SGD	4,232,258	BNY Mellon	13/3/2020	(5,523)
未実現純評価損						(225,579)
未実現純評価損合計						(1,032,221)

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

業種別内訳 2020年2月29日現在

	純資産比率 (%)
医薬	34.55
医療設備・備品	23.34
バイオテクノロジー	13.11
健康管理	9.56
ライフサイエンス器具およびサービス	6.72
保健サービス	4.53
医療消耗品	2.71
医療施設	1.25
医療技術	1.23
その他の純資産	3.00
	100.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド  
要約損益計算書

2020年3月31日に終了した会計期間

	2020年3月31日に 終了した会計期間	2019年3月31日に 終了した会計期間
	千米ドル	千米ドル
営業収益	114,639	136,200
金融商品に係る純利益	111	149
投資収益合計	114,750	136,349
営業費用	(11,511)	(9,731)
純営業利益 / (費用)	103,239	126,618
財務費用：		
償還可能投資証券保有者への分配金	(99,813)	(120,083)
財務費用合計	(99,813)	(120,083)
純利益	3,426	6,535
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増加	3,426	6,535

本要約損益計算書に計上された損益以外で当会計期間に認識された損益はない。  
添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド  
償還可能投資証券保有者に帰属する要約純資産変動計算書  
2020年3月31日に終了した会計期間

	2020年3月31日に 終了した会計期間	2019年3月31日に 終了した会計期間
	千米ドル	千米ドル
期首純資産	14,146,140	11,308,849
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増加	3,426	6,535
投資証券取引：		
償還可能投資証券の発行	69,747,935	30,997,407
償還可能投資証券の買戻	(60,032,664)	(32,071,854)
分配金再投資額	50,078	37,689
投資証券取引による純資産の増加 / (減少)	9,765,349	(1,036,758)
期末純資産	23,914,915	10,278,626

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## ブラックロック・ICS・USTレジャー・ファンド

## 要約貸借対照表

2020年3月31日現在

	2020年3月31日現在	2019年9月30日現在
	千米ドル	千米ドル
流動資産		
現金	348,307	377,875
未収金	18,806	11,789
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	24,972,917	13,842,168
流動資産合計	25,340,030	14,231,832
流動負債		
未払金	1,425,115	85,692
流動負債合計	1,425,115	85,692
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産	23,914,915	14,146,140

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## ブラックロック・ICS・USTレジャリー・ファンド

投資有価証券明細表 2020年3月31日現在

保有高	通貨	銘柄	公正価値 (千米ドル)	純資産比率 (%)
債券				
国債(2019年9月30日:38.78%)				
米国(2019年9月30日:38.78%)				
50,115,000	USD	US Treasury, 2.38%, 30/04/2020	50,135	0.21
45,810,000	USD	US Treasury, 1.50%, 15/05/2020	45,781	0.19
116,005,000	USD	US Treasury, 3.50%, 15/05/2020	116,230	0.49
68,695,000	USD	US Treasury, 1.38%, 01/06/2020	68,668	0.29
53,500,000	USD	US Treasury, 1.50%, 01/06/2020	53,479	0.22
3,030,000	USD	US Treasury, 1.63%, 30/06/2020	3,028	0.01
43,015,000	USD	US Treasury, 2.63%, 15/08/2020	43,177	0.18
11,315,000	USD	US Treasury, 1.38%, 31/08/2020	11,303	0.05
19,325,000	USD	US Treasury, 2.13%, 31/08/2020	19,365	0.08
8,080,000	USD	US Treasury, 2.63%, 31/08/2020	8,113	0.03
54,640,000	USD	US Treasury, 1.38%, 15/09/2020	54,739	0.23
36,370,000	USD	US Treasury, 1.38%, 30/09/2020	36,326	0.15
14,940,000	USD	US Treasury, 2.75%, 30/09/2020	15,023	0.06
13,405,000	USD	US Treasury, 1.75%, 16/11/2020	13,416	0.06
25,685,000	USD	US Treasury, 2.63%, 16/11/2020	25,841	0.11
114,510,000	USD	US Treasury, 1.63%, 30/11/2020	114,512	0.48
89,655,000	USD	US Treasury, 2.00%, 30/11/2020	89,880	0.38
150,255,000	USD	US Treasury, 2.75%, 30/11/2020	152,147	0.64
23,160,000	USD	US Treasury, 1.75%, 31/12/2020	23,176	0.10
18,070,000	USD	US Treasury, 2.38%, 31/12/2020	18,237	0.08
233,630,000	USD	US Treasury, 2.50%, 31/12/2020	235,132	0.98
26,590,000	USD	US Treasury, 3.63%, 15/02/2021	27,295	0.11
110,000,000	USD	US Treasury, 2.50%, 28/02/2021	111,745	0.47
38,300,000	USD	US Treasury, 2.25%, 31/03/2021	38,963	0.16
467,075,000	USD	US Treasury, FRN, 0.12%, 30/04/2020	467,033	1.95
943,610,000	USD	US Treasury, FRN, 0.13%, 31/07/2020	943,261	3.94
2,171,000,000	USD	US Treasury, FRN, 0.13%, 31/10/2020	2,169,340	9.07
2,030,000,000	USD	US Treasury, FRN, 0.20%, 01/02/2021	2,029,906	8.49
79,410,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 07/04/2020	79,402	0.33
208,605,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 09/04/2020	208,529	0.87
62,515,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 16/04/2020	62,473	0.26
500,000,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 21/04/2020	499,735	2.09
825,400,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 23/04/2020	824,519	3.45
150,000,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 30/04/2020	149,805	0.63
6,120,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 05/05/2020	6,116	0.03
98,895,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 07/05/2020	98,743	0.41
692,140,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 14/05/2020	691,491	2.89
97,860,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 09/06/2020	97,847	0.41
950,000,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 02/07/2020	949,800	3.97
250,000,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 30/07/2020	248,725	1.04
24,710,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 20/08/2020	24,564	0.10

保有高	通貨	銘柄	公正価値 (千米ドル)	純資産比率 (%)
米国(2019年9月30日:38.78%)(続き)				
48,175,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 03/09/2020	48,006	0.20
28,330,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 10/09/2020	28,108	0.12
140,000,000	USD	US Treasury Bill, 0.00%, 17/09/2020	139,803	0.58
米国合計			11,142,917	46.59
国債に対する投資合計			11,142,917	46.59
債券に対する投資合計			11,142,917	46.59

保有高	通貨	取引相手	金利	期日	公正価値 (千米ドル)	純資産比率 (%)
リバースレポ取引 <sup>1</sup> (2019年9月30日:59.07%)						
フランス(2019年9月30日:0.78%)						
110,000,000	USD	Natixis	0.01%	31/12/2020	110,000	0.46
フランス合計					110,000	0.46

米国(2019年9月30日:58.29%)						
553,000,000	USD	Bank of Nova Scotia	0.01%	01/04/2020	553,000	2.31
2,900,000,000	USD	Barclays	0.01%	01/04/2020	2,900,000	12.13
2,700,000,000	USD	BNP Paribas	0.01%	01/04/2020	2,700,000	11.29
683,000,000	USD	BofA Securities	0.01%	01/04/2020	683,000	2.85
100,000,000	USD	BofA Securities	0.01%	01/04/2020	100,000	0.42
200,000,000	USD	Citigroup	0.02%	01/04/2020	200,000	0.84
60,000,000	USD	Citigroup	0.01%	01/04/2020	60,000	0.25
2,900,000,000	USD	Credit Suisse	0.01%	01/04/2020	2,900,000	12.13
521,000,000	USD	HSBC	0.01%	01/04/2020	521,000	2.18
2,141,000,000	USD	Societe Generale	0.01%	01/04/2020	2,141,000	8.95
624,000,000	USD	TD Securities (USA)	0.01%	01/04/2020	624,000	2.61
338,000,000	USD	Wells Fargo	0.01%	01/04/2020	338,000	1.41
米国合計					13,720,000	57.37
リバースレポ取引に対する投資合計					13,830,000	57.83

損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	24,972,917	104.42
現金	348,307	1.46
その他の資産および負債	(1,406,309)	(5.88)
償還可能参加型投資証券保有者に帰属する純資産	23,914,915	100.00

資産合計額の内訳	資産合計に 対する割合 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡可能な有価証券合計	27.56
その他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券	70.99
その他の資産	1.45
資産合計	100.00

<sup>1</sup> 担保として保有する有価証券は13,965,828,000米ドルであった。



## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2020年8月末現在)

「ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド」

資産総額	213,283,414円
負債総額	418,456円
純資産総額( - )	212,864,958円
発行済数量	179,522,213口
1 単位当たり純資産額( / )	1.1857円

(参考情報)

「ヘルスサイエンス・マザーファンド」

資産総額	7,326,174,841円
負債総額	52,475,615円
純資産総額( - )	7,273,699,226円
発行済数量	2,790,888,278口
1 単位当たり純資産額( / )	2.6062円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等  
該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期  
受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典  
該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

### 5 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 6 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 7 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 8 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

### 9 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受け付け、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5カ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

##### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

###### 投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

###### 運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

###### ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

###### リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年8月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。 )。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	165	8,900,411
単位型株式投資信託	31	271,025
合計	196	9,171,436

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第32期 (2018年12月31日現在)	第33期 (2019年12月31日現在)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金・預金		23,891	20,388
立替金		2	26
前払費用		151	175
未収入金	2	11	30
未収委託者報酬		1,588	1,696
未収運用受託報酬		2,291	2,268
未収収益	2	1,402	1,832
その他流動資産		18	0
流動資産計		29,359	26,418
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物附属設備	1	1,484	1,240
器具備品	1	380	475
有形固定資産計		1,864	1,716
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		8	5
無形固定資産計		8	5
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券		11	49
長期差入保証金		1,119	1,120
前払年金費用		696	800
長期前払費用		27	45
繰延税金資産		848	824
投資その他の資産計		2,702	2,839
固定資産計		4,575	4,561
資産合計		33,935	30,980

	第32期 (2018年12月31日現在)	第33期 (2019年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	97	94
未払金	2	
未払収益分配金	4	4
未払償還金	74	74
未払手数料	515	487
その他未払金	1,184	985
未払費用	2	
未払消費税等	97	117
未払法人税等	440	363
為替予約	3	-
前受金	78	97
賞与引当金	1,939	2,017
役員賞与引当金	142	139
早期退職慰労引当金	42	10
流動負債計	5,661	5,493
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	60	67
資産除去債務	781	782
固定負債計	842	850
負債合計	6,503	6,344
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,127	14,330
利益剰余金合計	17,464	14,666
株主資本合計	27,432	24,634
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
純資産合計	27,431	24,636
負債・純資産合計	33,935	30,980

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第32期 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	第33期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		5,639	5,643
運用受託報酬	1	8,523	7,545
その他営業収益	1	13,511	13,290
営業収益計		27,674	26,480
営業費用			
支払手数料		1,856	1,632
広告宣伝費		191	167
調査費			
調査費		363	381
委託調査費	1	4,164	3,587
調査費計		4,528	3,968
委託計算費		84	82
営業雑経費			
通信費		59	53
印刷費		11	82
諸会費		34	43
営業雑経費計		106	178
営業費用計		6,767	6,029
一般管理費			
給料			
役員報酬		406	482
給料・手当		4,213	4,441
賞与		2,359	2,343
給料計		6,979	7,268
退職給付費用		275	308
福利厚生費		940	977
事務委託費	1	2,568	2,339
交際費		66	57
寄付金		3	2
旅費交通費		238	233
租税公課		245	257
不動産賃借料		804	875
水道光熱費		72	76
固定資産減価償却費		315	404
のれん償却額		42	-
資産除去債務利息費用		3	0
諸経費		424	312
一般管理費計		12,980	13,114
営業利益		7,926	7,335



	第32期 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	第33期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
営業外収益		
その他	1	1
営業外収益計	1	1
営業外費用		
為替差損	26	32
固定資産除却損	-	3
その他	-	0
営業外費用計	26	36
経常利益	7,901	7,300
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	84	36
特別損失計	84	36
税引前当期純利益	7,817	7,263
法人税、住民税及び事業税	2,491	2,338
法人税等調整額	61	22
当期純利益	5,387	4,902

## (3)【株主資本等変動計算書】

第32期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2018年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044
当期変動額											
当期純利益						5,387	5,387	5,387			5,387
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	5,387	5,387	5,387	0	0	5,387
2018年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	17,127	17,464	27,432	0	0	27,431

第33期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2019年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	17,127	17,464	27,432	0	0	27,431
当期変動額											
剰余金の配当						7,700	7,700	7,700			7,700
当期純利益						4,902	4,902	4,902			4,902
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									1	1	1
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,797	2,797	2,797	1	1	2,795
2019年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,330	14,666	24,634	1	1	24,636

## 注 記 事 項

## 【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 有価証券
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
  - 時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法
  - (1) 有形固定資産
    - 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。
  - (2) 無形固定資産
    - 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
    - のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間(5～9年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金の計上方法
    - 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金の計上方法
    - 旧退職金制度
      - 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。
    - 確定拠出年金制度
      - 確定拠出年金制度(DC)による退職年金制度を有しております。
    - 確定給付年金制度
      - キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。
      - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。
      - 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。
      - 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

## (3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## 5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

**(未適用の会計基準等)**

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

## (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

**（貸借対照表関係）**

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
建物附属設備	1,525 百万円	1,769 百万円
器具備品	950 百万円	1,104 百万円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
未収入金	- 百万円	3 百万円
未収収益	554 百万円	917 百万円
未払金	1,168 百万円	969 百万円
未払費用	385 百万円	445 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

**（損益計算書関係）**

## 1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
その他営業収益	5,680 百万円	5,554 百万円
委託調査費	704 百万円	698 百万円
事務委託費	864 百万円	954 百万円
運用受託報酬	149 百万円	225 百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,700	513,333	2018年12月31日	2019年3月29日

**(金融商品関係)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

## 前事業年度 (2018年12月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	23,891	23,891	-
(2) 未収委託者報酬	1,588	1,588	-
(3) 未収運用受託報酬	2,291	2,291	-
(4) 未収収益	1,402	1,402	-
(5) 長期差入保証金	1,119	1,112	6
資産計	30,293	30,287	6
(1) 未払手数料	515	515	-
(2) 未払費用	1,039	1,039	-
負債計	1,554	1,554	-

## 当事業年度 (2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	20,388	20,388	-
(2) 未収委託者報酬	1,696	1,696	-
(3) 未収運用受託報酬	2,268	2,268	-
(4) 未収収益	1,832	1,832	-
(5) 長期差入保証金	1,120	1,116	4
資産計	27,306	27,302	4
(1) 未払手数料	487	487	-
(2) 未払費用	1,102	1,102	-
負債計	1,590	1,590	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

## (1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

## 前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	23,891	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,588	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,291	-	-	-
(4) 未収収益	1,402	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	56	11
合計	29,174	1,051	56	11

## 当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	20,388	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,696	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,268	-	-	-
(4) 未収収益	1,832	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	57	11
合計	26,186	1,051	57	11



## (有価証券関係)

前事業年度 (2018年12月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	11	12	0
合計		11	12	0

当事業年度 (2019年12月31日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	49	47	1
合計		49	47	1

## (退職給付関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,832
勤務費用	269
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	11
退職給付の支払額	138
過去勤務費用の発生額	47
退職給付債務の期末残高	1,934

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
年金資産の期首残高	2,621
期待運用収益	23
数理計算上の差異の発生額	113
事業主からの拠出額	303
退職給付の支払額	138
年金資産の期末残高	2,696

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,874
年金資産	2,696
非積立型制度の退職給付債務	821
	60
未積立退職給付債務	761
未認識数理計算上の差異	73
未認識過去勤務費用	52
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635
退職給付引当金	60
前払年金費用	696
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
勤務費用	269
利息費用	7
期待運用収益	23
数理計算上の差異の費用処理額	44
過去勤務費用の処理額	8
確定給付制度に係る退職給付費用合計	200
特別退職金	84
合計	285

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券77%、株式20%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円でありました。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,934
勤務費用	290
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	14
退職給付の支払額	204
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,047

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
年金資産の期首残高	2,696
期待運用収益	26
数理計算上の差異の発生額	132
事業主からの拠出額	328
退職給付の支払額	204
年金資産の期末残高	2,979

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,979
年金資産	2,979
非積立型制度の退職給付債務	999
	67
未積立退職給付債務	931
未認識数理計算上の差異	157
未認識過去勤務費用	41
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	732
退職給付引当金	67
前払年金費用	800
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	732

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
勤務費用	290
利息費用	11
期待運用収益	26
数理計算上の差異の費用処理額	33
過去勤務費用の処理額	10
確定給付制度に係る退職給付費用合計	231
特別退職金	36
合計	267

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2019年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券76%、株式21%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	167	191
賞与引当金	591	617
資産除去債務	239	239
未払事業税	83	72
早期退職慰労引当金	13	3
退職給付引当金	18	20
有形固定資産	3	1
その他	96	45
繰延税金資産合計	1,213	1,191
繰延税金負債		
退職給付引当金	213	245
資産除去債務に対応する除去費用	152	121
その他	-	0
繰延税金負債合計	365	366
繰延税金資産の純額	848	824

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	848	824

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
法定実効税率	30.9	%	30.6	%
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0		1.9	
損金不算入ののれん償却額	0.2		-	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1		-	
所得拡大促進税制による税額控除	1.9		-	
その他	0.8		0.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1	%	32.5	%

**(資産除去債務関係)**

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間約5年と見積り、割引率は0.16%~0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
期首残高	262	781
有形固定資産の取得に伴う増加額	75	-
見積りの変更による増加額	440	-
時の経過による調整額	3	0
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	781	782

**(デリバティブ取引関係)**

前事業年度 (2018年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	164	-	3	3
	合計	164	-	3	3

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度 (2019年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	79	-	0	0
	買建 英ポンド	0	-	0	0
合計		79	-	0	0

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

**(セグメント情報等)**

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,639	8,523	13,511	27,674

## (2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
13,237	11,293	3,143	27,674

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,830	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,458	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。



当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,643	7,545	13,290	26,480

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
12,538	11,197	2,744	26,480

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,779	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,314	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	149	未収収益	554
							受入 手数料	5,680		
							委託 調査費	704	未払費用	385
							事務 委託費	864	その他未払金	165
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	-	その他未払金	1,002

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	225	未収収益	917
							受入 手数料	5,554		
							委託 調査費	698	未払費用	445
							事務 委託費	954	その他未払金	74
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	-	未収入金	3
									その他未払金	894

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	3,458	未収収益	330
							委託調査費	37	未払費用	4
							事務委託費	8		

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	3,314	未収収益	360
							委託調査費	145	未払費用	9
							事務委託費	28		

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

- ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)  
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)  
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	1,828,761 円 92 銭	1,642,418 円 94 銭
1株当たり当期純利益金額	359,180 円 40 銭	326,833 円 15 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
当期純利益 (百万円)	5,387	4,902
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,387	4,902
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

独立監査人の監査報告書は、当事業年度(自 2019年1月1日 至2019年12月31日)を対象としております。

**【中間財務諸表】**

## 1．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

## 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自2020年1月1日 至2020年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	中間会計期間末 (2020年6月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	14,477
立替金		20
前払費用		189
未収入金		6
未収委託者報酬		1,585
未収運用受託報酬		1,640
未収収益		829
為替予約		1
流動資産計		18,750
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,120
器具備品	1	518
有形固定資産計		1,638
無形固定資産		
ソフトウェア		7
無形固定資産計		7
投資その他の資産		
投資有価証券		36
長期差入保証金		1,119
前払年金費用		849
長期前払費用		36
繰延税金資産		481
投資その他の資産計		2,523
固定資産計		4,169
資産合計		22,920

(単位：百万円)

中間会計期間末  
(2020年6月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	117
未払金	
未払収益分配金	4
未払償還金	74
未払手数料	418
その他未払金	522
未払費用	672
未払消費税等	150
未払法人税等	279
前受金	26
賞与引当金	883
役員賞与引当金	70
流動負債計	3,221
固定負債	
退職給付引当金	68
資産除去債務	783
固定負債計	851
負債合計	4,073
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,543
利益剰余金合計	8,880
株主資本合計	18,848
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1
評価・換算差額等合計	1
純資産合計	18,846
負債・純資産合計	22,920

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,714
運用受託報酬	3,593
その他営業収益	6,146
営業収益計	12,454
営業費用	
支払手数料	695
広告宣伝費	46
調査費	
調査費	181
委託調査費	1,687
調査費計	1,869
委託計算費	39
営業雑経費	
通信費	29
印刷費	45
諸会費	22
営業雑経費計	98
営業費用計	2,749
一般管理費	
給料	
役員報酬	425
給料・手当	2,334
賞与	1,196
給料計	3,956
退職給付費用	165
福利厚生費	498
事務委託費	1,118
交際費	11
旅費交通費	29
租税公課	137
不動産賃借料	457
水道光熱費	28
固定資産減価償却費	214
資産除去債務利息費用	0
諸経費	155
一般管理費計	6,775
営業利益	2,929

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
営業外収益	
受取利息	0
有価証券売却益	0
為替差益	17
雑益	0
営業外収益計	18
経常利益	2,947
税引前中間純利益	2,947
法人税、住民税及び事業税	690
法人税等調整額	344
中間純利益	1,913



## (3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

(単位: 百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,330	14,666	24,634	1	1	24,636
当中間期変動額											
剰余金の配当						7,700	7,700	7,700			7,700
中間純利益						1,913	1,913	1,913			1,913
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)									2	2	2
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	5,786	5,786	5,786	2	2	5,789
当中間期末残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	8,543	8,880	18,848	1	1	18,846

## 注 記 事 項

## (重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>時価法を採用しております。</p>
3. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備5～18年、器具備品3～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金の計上方法 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>

項 目	中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

## (会計方針の変更)

中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日
<p>(金銭債権と金銭債務の相殺表示に関わる会計方針の変更)</p> <p>当社は、当社グループ会社間の債権債務を含む金銭債権及び金銭債務を従来総額で表示していましたが、グループ会社間でのマスター・ネットリング契約締結を契機に見直しを行った結果、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)第140項に基づき、金銭債権と金銭債務を相殺表示する方が当社の財政状態をより適切に表示できると判断し、当中間会計期間から相殺表示する方法へ変更しております。</p>

## (中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 2020年6月30日	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	1,889百万円
器具備品	1,197百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引額	1,000百万円

## (中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	213百万円
無形固定資産	1百万円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	
発行済株式					
普通株式	15,000	-	-	15,000	
合計	15,000	-	-	15,000	
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月30日 株主総会決議	普通株式	7,700	513,333	2019年12月31日	2020年3月31日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (金融商品関係)

中間会計期間  
自 2020年1月 1日  
至 2020年6月30日

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日(中間期の決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	14,477	14,477	-
未収委託者報酬	1,585	1,585	-
未収運用受託報酬	1,640	1,640	-
未収収益	829	829	-
投資有価証券 その他有価証券	36	36	-
長期差入保証金	1,119	1,117	2
資産計	19,689	19,686	2
未払手数料	418	418	-
未払費用	672	672	-
負債計	1,091	1,091	-
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていない もの	1	1	-
デリバティブ計	1	1	-

## (注)

## 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券

投資有価証券は、投資信託であり、決算日の基準価格によっています。

中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日
<p>長期差入保証金</p> <p>事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。</p> <p>但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。</p> <p>未払手数料、未払費用</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。</p>

## (有価証券関係)

中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日																				
<p>その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>中間貸借対照表 計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>その他 投資信託</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>その他 投資信託</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>		種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	1	1	0	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	35	37	1	合計		36	38	1
	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額																
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	1	1	0																
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	35	37	1																
合計		36	38	1																

## (資産除去債務関係)

中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日												
<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間5年と見積り、割引率は0.16%～0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>期首残高</td> <td style="text-align: right;">782</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">783</td> <td>百万円</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	782	百万円	有形固定資産の取得に伴う増加額	-	百万円	時の経過による調整額	0	百万円	中間会計期間末残高	783	百万円
期首残高	782	百万円										
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	百万円										
時の経過による調整額	0	百万円										
中間会計期間末残高	783	百万円										

## (セグメント情報等)

中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日				
1. セグメント情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
2. 関連情報				
(1) 製品及びサービスに関する情報				
(単位：百万円)				
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	2,714	3,593	6,146	12,454
(2) 地域に関する情報				
売上高				
(単位：百万円)				
日本	北米	その他	合計	
5,978	5,132	1,343	12,454	
(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。				
有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。				
(3) 主要な顧客に関する情報				
営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。				
(単位：百万円)				
相手先	営業収益	関連する セグメント名		
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	2,637	投資運用業		
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	1,436	投資運用業		

## (デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日					
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引					
通貨関連					
(単位：百万円)					
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引 買建 米ドル	208	-	1	1
合計		208	-	1	1
(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。					

**(1株当たり情報)**

	中間会計期間
	自 2020年1月 1日
	至 2020年6月30日
1株当たり純資産額	1,256,452円20銭
1株当たり中間純利益	127,565円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	1,913百万円
1株当たり中間純利益の算定に	
用いられた普通株式に係る中間純利益	1,913百万円
期中平均株式数	15,000株

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行ないました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円（2020年3月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### <参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（2020年3月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社三井住友銀行*	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。

\* 株式会社三井住友銀行での取扱いは、確定拠出年金制度において販売会社の業務を行なう場合に限りです。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

#### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2020年3月19日 有価証券届出書、有価証券届出書の訂正届出書、半期報告書

独立監査人の監査報告書

2020年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中素子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島紀子
--------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年10月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンドの2019年6月26日から2020年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンドの2020年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年8月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	信	之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	紀	子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。